

島根県報

号外第六一
号
平成十四年四月二十六日
(金曜日)

公安告示

類路の交通に関する規制の一部改正

目次

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第33号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号（道路の交通に関する規制）の一部を次のように改正する。

平成14年 4月26日

島根県公安委員長 古 瀬 章

別表第 1（法第 4 条第 1 項の規定による信号機を設置する場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所	種 類	摘 要
松江市西條島二丁目地内 場玉造線との交差点	国道 9 号と市道松江停車	プログラム 多 段 式	

別表第 2（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の通行を禁止する場所）の松江警察署の部松江市の項中

場	所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時	摘 要
			車 （軽車両を） 除く。	日曜・休 日を 除く。 午前 7 時 から午前 9 時まで	南進 禁止
			車 （軽車両を） 除く。	午前 7 時 から午前 9 時まで	西進 禁止
			車 （軽車両を） 除く。	午前 7 時 から午前 9 時まで	西進 禁止
			車 （軽車両を） 除く。	午前 7 時 から午前 9 時まで	北進 禁止

浜乃木六丁目 1 番 36 号先 乃木交番前交
差点の南詰

西津田三丁目 14 番 8 号 前交差点の西詰

西津田三丁目 18 番 23 号 前交差点の西詰

西津田十丁目 18 番 27 号先 東側三差路の
北詰

を削る。

別表第 2（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の通行を禁止する場所）の木次警察署の項中

場	所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時	摘 要
		575 メートル	大型貨物自 動車及び大 型特殊自動 車	終 日	

を

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時 日	摘 要
本次町大字木次1番地先から同414番地先交差点までの間の町道木次本通り線	500メートル	大型貨物自動車及び大型特殊自動車	終 日	

に改める。

別表第2（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時 日	摘 要
今市町1705番地17先 出雲科学館北西高架下北側三差路から同町1705番地19先出雲科学館北西高架下南側三差路までの間の市道今市126号線	15メートル	大型乗用自動車及び大型貨物自動車	終 日	

別表第2（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所）の大田警察署の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時 日	摘 要
大社町大字杵築北旧笹子トンネル、主要地方道大社日御碕線	100メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	終 日	歩行者用道路

を削る。

別表第2（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所）の大田警察署の項中

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時 日	摘 要
大田町大田へ68番地先三差路から同へ249番地先相生橋南詰までの間の市道栄町城山線	280メートル	車 両 (自転車を) (除く。)	午前7時から午前8時30分まで	区間内に運行し終点を有するものを除く。

を削る。

別表第3（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時 日	摘 要
乃木福富町340番地1先野代川橋西方100メートル地点から西嫁島二丁目10番16号先島根県職員運動場西側国道9号と主要地方道松江木次線の合流地点までの間の国道9号上り線	南西行	640メートル	車 両	終 日	
西嫁島二丁目10番16号先島根県職員運動場西側国道9号と主要地方道松江木次線の分岐点から乃木福富町340番地1先野代川橋西方100メートル地点までの間の国道9号下り線	北東行	680メートル	車 両	終 日	

区 間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時 日	摘 要
乃木福富町340番地1先野代川橋西方100メートル地点から西嫁島三丁目4番16号西方国道9号と市道松江停車場玉造線との交差点までの間の国道9号上り線右折導流路	南西行	290メートル	車 両	終 日	

西津田三丁目18番23号先 北東側三差路の西詰から 8 ×メートル区間	西行	8 メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 から午前 8時30分 まで	土曜・日 曜を除く。 午前7時 から午前 9時まで	
西津田三丁目18番23号先 南東側交差点の西詰から13×メートル区間	西行	13 メートル	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 から午前 8時30分 まで		

別表第 3 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による一方通行場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

区 間 大津町1109番地先上成橋北詰 交差点から今市町291番地前 までの間の市道高瀬川右岸線	通行を禁止 する方向 西行	区間距離 500 メートル	通行を禁止 するもの 自 動 車 (二輪のもの のを除く。)	通行禁止 日 午前7時 から午後 9時まで	摘要
---	---------------------	---------------------	--	-----------------------------------	----

を

区 間 大津町1109番地先上成橋北詰 交差点から今市町556番地10 先二京町公園西交差点までの 間の市道高瀬川右岸線	通行を禁止 する方向 西行	区間距離 435 メートル	通行を禁止 するもの 自 動 車 (二輪のもの のを除く。)	通行禁止 日 午前7時 から午後 9時まで	摘要
--	---------------------	---------------------	--	-----------------------------------	----

に改め

区 間 今市町271番地先二京橋北詰 交差点西詰から同町135の6 番地先三京橋北詰交差点まで の間の市道高瀬川右岸線	通行を禁止 する方向 西行	区間距離 250 メートル	通行を禁止 するもの 自 動 車 (二輪のもの のを除く。)	通行禁止 日 午前7時 から午後 9時まで	摘要
---	---------------------	---------------------	--	-----------------------------------	----

を削る。

別表第 3 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による一方通行場所) の大田警察署の項に次のように加える。

区 間 大田町大田ハ76番地先交差点 から同ハ240番地先交差点ま での間の市道相生鳴滝線	通行を禁止 する方向 南行	区間距離 280 メートル	通行を禁止 するもの 車 (自転車を) (除く。)	通行禁止 日 午前7時 30分から 午前8時 30分まで	摘要
--	---------------------	---------------------	---------------------------------------	---	----

別表第 4 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所 西津田十丁目18番27号先 東側三差路 の東詰	進行を禁止 する方向 西進車両の 右折北行	対 象 車 両 車 両 (軽車両を) (除く。)	禁止日時 午前7時 から午前 9時まで	摘要
西津田十丁目18番27号先 東側三差路 の西詰	東進車両の 左折北行	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 から午前 9時まで	

を

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
西津田十丁目18番27号先 三差路	西進車両の 右折北行	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 から午前 8時30分 まで	
西津田十丁目18番27号先 三差路	東進車両の 左折北行	車 両 (軽車両を) (除く。)	午前7時 から午前 8時30分 まで	

に改め

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
浜乃木二丁目6番6号先 乃木交番前 交差点の西詰	東進車両の 右折南行	車 両 (軽車両を) (除く。)	日曜・休 日を除 く。 午前7時 から午前 9時まで	
浜乃木二丁目6番6号先 乃木交番前 交差点の東詰	西進車両の 左折南行	車 両 (軽車両を) (除く。)	日曜・休 日を除 く。 午前7時 から午前 9時まで	

を削り、同項に次のように加える。

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
西嫁島二丁目地内 国道9号と市道松江 江停車場玉造線との交差点の西詰	東進車両の 右折南行及 び左折北行	車 両	終 日	

乃木福富町340番地1先野代川橋西側の 100メートル地点の国道9号下り線合 流部	南西進車両 の右折北東 行	車 両	終 日	
西嫁島三丁目4番16号先 市道卸団地 28号線と市道松江停車場玉造線との交 差点の北詰	南進車両の 右折西行	車 両	終 日	
西嫁島二丁目10番16号先 島根県職員 運動場西側国道9号上り線と主要地方 道松江木次線の合流部	北進車両の 右折南行	車 両	終 日	

別表第4(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所)の掛合警察署の項に次のように加える。

場 所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
掛合町大字掛合10番地1先 道の駅掛 合の里南側入口交差点の南詰	北進車両の 右折東行	車 両	終 日	
掛合町大字掛合10番地1先 道の駅掛 合の里南側入口交差点の北詰	南進車両の 左折東行	車 両	終 日	
掛合町大字掛合4544番地先 清泉橋北 詰三差路の南詰	北進車両の 左折西行	車 両	終 日	
掛合町大字掛合4544番地先 清泉橋北 詰三差路の北詰	南進車両の 右折西行	車 両	終 日	

別表第4(法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所)の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場	所	進行を禁止する方向	対象車両	禁止日時	摘要
今市町1705番地17先 高架下北側三差路	出雲科学館北西	東進車両の右折南行及び西進車両の左折南行	大型乗用自動車及び大型貨物自動車等	終日	
今市町1705番地19先 高架下南側三差路	出雲科学館北西	東進車両の左折北行及び西進車両の右折北行	大型乗用自動車及び大型貨物自動車等	終日	
塩冶町1289番地 6 先	大正橋南詰交差点	北進車両の左折西行	車両(軽車両を除く。)	終日	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第38条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の松江警察署の部松江市の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
袖師町 1 番 7 号先	袖師北交差点	2	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
袖師町 1 番 7 号先	袖師北交差点	3	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
西茶町45番地 8 先	末次公園東側市道	1	
西椋島三丁目 4 番16号先	市道卸団地24号線と市道松江停車場玉造線との三差路	1	
西椋島三丁目 4 番16号先	市道卸団地28号線と市道松江停車場玉造線との三差路	1	
西椋島二丁目地内	国道 9 号と市道松江停車場玉造線との交差点	2	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第38条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
玉湯町大字布志名970番地先	高速隊事務所入口交差点	4	
美保関町大字笠浦地内	笠浦福祉会館北東側	1	
八束町大字入江1050番地 4 先	県道大根島線交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第38条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の安来警察署の部安来市の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
西赤江町601番地先	安来道路南側道西入口交差点西方約30メートル地点の交差点	1	
西赤江町588番地先	久白川側道橋東方約200メートル地点の交差点	2	
久白町630番地 1 先	久白川側道橋西詰交差点	2	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の安雲警察署の部能義郡の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
伯太町大字東母里559番地 1 先	市場尻橋東詰交差点	1	
広瀬町菅原500番地先	菅原大橋西三差路	1	
広瀬町梶福留607番地先	梶大橋東詰三差路	1	
広瀬町梶福留572番地先	梶大橋東方約150メートル地点の交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の木次警察署の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
大東町大字大東1094番地先	大東町民体育館東側三差路	1	
大東町大字大東1122番地先	交差点	2	
大東町大字下阿用316番地 1 先	大東町宮野球場南東交差点	2	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の掛合警察署の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
三刀屋町大字給下1450番地先	若宮三差路	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
大津町1727番地 5 先	大津公民館前三差路	1	
今市町1900番地先	交差点	1	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
大津町1727番地 5 先	大津公民館前三差路	2	
今市町1900番地先	三差路	1	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
今市町1696番地先	山王交差点の南東側三差路	1	
今市町1900番地 2 先	出雲科学館正面出入口	1	
今市町1900番地 2 先	出雲科学館前	1	
東林木377番地先	東方約150メートル地点の交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の出雲警察署の部能義郡の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字上直江697番地 2 先	交差点	1	
斐川町大字神庭521番地先	交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の平田警察署の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
鹿園寺町319番地先	中央橋西詰交差点	1	
美談町431番地 6 先	三差路	1	
平田町3367番地 2 先	千歳橋北側交差点	4	
平田町3353番地先	北側交差点	4	
平田町331番地 1 先	南東側交差点	4	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の川本警察署の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
石見町大字中野2632番地 3 先	森實大橋南詰三差路	1	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
石見町大字中野2632番地 3 先	森實大橋南詰三差路	2	

に改める。

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の江津警察署の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
千田町504番地 8 先	南東約40メートル地点の交差点	1	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
千田町504番地 8 先	南東約40メートル地点の交差点	2	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
跡市町593番地先	跡市小学校北方三差路	2	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の西郷警察署の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
都万村大字都万2028番地 5 先	交差点	1	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
	都万村大字都万 2028 番地 5 先 交差点	4	

に改める。

別表第 7 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 63 条の 4 第 1 項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の掛合警察署の項に次のように加える。

場	所	区間距離	摘要
	三刀屋町大字伊萱 10 番地 1 先三刀屋斎場前三差路から同町大字給下 1450 番地先若宮三差路南方約 50 メートル先までの間の主要地方道出雲三刀屋線の西側歩道	1600 メートル	片側

別表第 7 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 63 条の 4 第 1 項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の平田警察署の項中

場	所	区間距離	摘要
	平田町 2957 番地先明川橋東方 50 メートル地点三差路から同町 2972 番地 2 先中ノ島中会館三差路までの間の市道東平田明川線	455 メートル	両側

を

場	所	区間距離	摘要
	平田町 2957 番地先明川橋東方 50 メートル地点三差路から同町 2412 番地 2 先国道 431 号との交差点までの間の市道東平田明川線及び大倉中ノ島線	1110 メートル	両側

に改め、同項に次のように加える。

場	所	区間距離	摘要
	鹿園寺町 319 番地先交差点から同町 49 番地 3 先交差点までの間の市道鹿園寺西線の西側歩道	1000 メートル	片側

平田町 3903 番地先国道 431 号との交差点から同町 3335 番地先交差点までの間の市道平田環状線

場	所	区間距離	摘要
	平田町 3899 番地 2 先国道 431 号との交差点から同町 3353 番地先交差点までの間の市道灘町中の島線	320 メートル	両側

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の松江警察署の部松江市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する車両	制限日時	区間距離	摘要
西條島三丁目 5 番 1 号先 京都起点 333.87 キロメートル地点から八束郡玉湯町大字布志名 636 番地 45 先京都起点 336.5 キロメートル地点までの間の国道 9 号線	50 キロメートル	緊急自動車 (車、原付、けん引) ①、②、③を除く。	終日	2630 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する車両	制限日時	区間距離	摘要
乃木福富町 340 番地 1 先 野代川橋西側 100 メートル先京都起点 334.34 キロメートル地点から八束郡玉湯町大字布志名 637 番地 40 先京都起点 336.3 キロメートル地点までの間の国道 9 号	50 キロメートル	緊急自動車 (車、原付、けん引) ①、②、③を除く。	終日	1960 メートル	

に改め、同項に次のように加える。

報 告 根 拠

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
乃木福富町340番地1先 野代川橋西側100メートル地点から西嫁島三丁目10番16号先島根県職員運動場西側国道9号と主要地方道松江次線の合流地点までの間の国道9号上り線	50キロメートル	車 （緊急自動車、 けん引① ②③を除く。）	終 日	640 メートル	
西嫁島三丁目10番16号先島根県職員運動場西側国道9号と主要地方道松江次線の分岐点から乃木福富町340番地1先野代川橋西側100メートル地点までの間の国道9号下り線	50キロメートル	車 （緊急自動車、 けん引① ②③を除く。）	終 日	680 メートル	
乃木福富町340番地1先野代川橋西側100メートル地点から西嫁島三丁目4番16号先西方の国道9号と市道松江停車場玉造線との交差点までの間の国道9号上り右折導流路	50キロメートル	車 （緊急自動車、 けん引① ②③を除く。）	終 日	290 メートル	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の松江警察署の部松江市の項中

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘 要
比津町350番地先 交差点	東 詰	
西嫁島三丁目地内 樋の口橋北三差路	北 詰	
西嫁島三丁目4番16号先 三差路	北 詰	

を

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘 要
比津町350番地先 交差点	東詰・西詰	
西嫁島三丁目4番16号先 市道卸団地24号線と市道松江停車場玉造線との三差路	北 詰	
西嫁島三丁目4番16号先 市道卸団地28号線と市道松江停車場玉造線との三差路	北 詰	

に改める。

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘 要
玉湯町大字布志名970番地先 高速隊事務所入口交差点	北詰・南詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の安来警察署の部安来市の項に次のように加える。

場 所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘 要
西赤江町601番地先 安来道路南側道西入口交差点西方約30メートル地点の交差点	北詰・南詰	
西赤江町588番地先 久白川側道橋東方200メートル地点の交差点	北詰・南詰	
久白町630番地1先 久白川側道橋西詰交差点	東 詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の安来警察

署の部能義郡の項中

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
広瀬町菅原500番地先	東方三差路	東 詰	

を

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
広瀬町菅原500番地先	菅沢大橋西三差路	南 詰	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
広瀬町菅原122番地 1 先	市原橋西詰北方約150メートル 地点の三差路	東 詰	
広瀬町梶福留929番地 1 先	梶大橋西方約150メートル地 点の三差路	北 詰	
広瀬町梶福留607番地先	梶大橋東詰三差路	南 詰	
広瀬町梶福留572番地先	梶大橋東方約150メートル地点 の交差点	北詰・南詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の木次警察署の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
大東町大字大東1094番地先	大東町民体育館東側三差路	南西詰	
大東町大字大東1122番地先	交差点	東詰・西詰	
大東町大字下阿用316番地 1 先	大東町宮野球場南東交 差点	東詰・西詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の掛合警察署の項中

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
三刀屋町大字三刀屋70番地 2 先	三差路	東 詰	
三刀屋町大字三刀屋1212番地25先	交差点	南詰・北詰	
三刀屋町大字給下1450番地先		東 詰	

を

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきときの方向	摘要
三刀屋町大字三刀屋70番地 2 先	三差路	南東詰	
三刀屋町大字三刀屋1212番地25先	基町住宅入口交差点	北東詰・南西詰	

に改める。
別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

三刀屋町大字給下1450番地先 若宮三差路	北西詰	
場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき の方向
小山町249番地 2 先 交差点	東詰・西詰	
今市町142番地先 三差路	北 詰	
今市町1655番地 8 先 三差路	西 詰	
今市町1696番地先 山王交差点の南東三差路	東 詰	
今市町1705番地17先 出雲科学館北西高架下北側三差路	南 詰	
今市町1705番地19先 出雲科学館北西高架下南側三差路	北 詰	
今市町1722番地 2 先 三差路	北 詰	
今市町1900番地先 三差路	南 詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の平田警察署の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき の方向	摘要
鹿園寺町319番地先 中央橋西詰交差点	東 詰		
美談町431番地 6 先 三差路	南 詰		
平田町3353番地先 北側交差点	北東詰・南西詰		
平田町331番地 1 先 南東側交差点	北東詰・南西詰		

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の大社警察署の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき の方向	摘要
大社町大字中荒木966番地 1 先 交差点	西 詰		

を削る。

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の川本警察署の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき の方向	摘要
邑智町大字小松地55番地先 交差点	北詰・南詰		

別表第12（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第45条第 1 項の規定による車両の駐車を禁止する場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
乃木福富町340番地 1 先野代川橋西側100メートル地点から西嫁島三丁目 4 番16号西方国道 9 号と市道松江停車場玉造線との交差点までの間の国道 9 号右折導流路		車両 (二輪のもの のを除く。)	終日	290 メートル	
朝日町498番地 6 前から同町489番地20先三差路西方10メートルまでの間の主要地方道松江停車場線の北側		車両 (車内の客 待ちタクシー を除く。)	午後 9 時 00分から 午前 2 時 00分まで	60 メートル	片側
朝日町498番地 6 前から同町489番地20先三差路西方10メートルまでの間の主要地方道松江停車場線の北側		車両 (二輪のもの のを除く。)	午前 2 時 00から午 後 9 時ま で	60 メートル	片側

別表第12 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第45条第 1 項の規定による車両の駐車を禁止する場所) の平田警察署の項中

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
平田町2957番地先明川橋東方50メートル地点の三差路から同町2972番地22先中ノ島中会館前三差路までの間の市道東平田明川線		車両 (二輪のもの のを除く。)	終日	455 メートル	

を

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
平田町2957番地先明川橋東方50メートル地点三差路から同町2412番地 2 先国道481号との交差点までの間の市道東平田明川線及び市道大倉中ノ島線		車両 (二輪のもの のを除く。)	終日	1110 メートル	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
平田町3903番地先国道481号との交差点から同町3335番地先交差点までの間の市道平田環状線		車両 (二輪のもの のを除く。)	終日	400 メートル	
平田町3899番地 2 先国道481号との交差点から同町3353番地先交差点までの間の市道灘町中の島線		車両 (二輪のもの のを除く。)	終日	320 メートル	

別表第22 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第50条の規定により車両が停止することとなるおそれがあるとき入ってはならない部分 (停止禁止部分) として区画する場所) の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場	所	摘要
大津町1139番地先	出雲合同庁舎公用車出入口前	

別表第24 (法第 4 条第 1 項、第 2 項、法第 2 条第 1 項第 7 号、法第20条第 1 項、法第26条の 2 第 3 項及び第35条第 1 項の規定による車両通行帯の設定、進路変更の禁止及び進行方向別通行区分設置場所) の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所 (区間)	区間距離 (メートル)	車両通行 帯の 数	左の区画内における 交差点の手前の 進路変更禁止距離 (メートル)	日・時	摘要
朝日町475番地先	JR松江 駅前交差点東詰から東方へ 43メートルの間の主要地方 道松江停車場線	43	3			
朝日町475番地先	JR松江 駅前交差点西詰から西方へ 38メートルの間の主要地方 道松江停車場線	38	3			

別表第26（法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所）の松江警察署の部松江市の項中

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
袖師町 1 番 7 号先 袖師北交差点	1	

を

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
袖師町 1 番 7 号先 袖師北交差点	3	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
西茶町45番地 8 先 末次公園東側市道	1	
末次町86番地先 松江市役所南側交差点	2	
西嫁島三丁目 4 番16号先 市道卸団地24号線と市道松江停車場玉造線との三差路	1	
西嫁島三丁目 4 番16号先 市道卸団地28号線と市道松江停車場玉造線との三差路	1	
西嫁島二丁目地内 国道 9 号と市道松江停車場玉造線との交差点	2	

別表第26（法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
玉場町大字布志名970番地先 高速隊事務所入口交差点	4	

別表第26（法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所）の安来警察署の部能義郡の項中

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
伯太町大字母里543番地先 市場尻橋西詰交差点	3	

を

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
伯太町大字母里543番地先 市場尻橋西詰交差点	2	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
伯太町大字東母里559番地 1 先 市場尻橋東詰交差点	1	

別表第26（法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所）の木次警察署の項に次のように加える。

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
大東町大字大東1094番地先	大東町民体育館東側三差路	1	
大東町大字大東1122番地先	交差点	2	
大東町大字下阿用316番地 1先	大東町宮野球場南東交差点	1	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の掛合警察署の項に次のように加える。

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
三刀屋町大字給下1450番地先	若宮三差路	1	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
今市町60番地	三京橋交差点	1	

を

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
今市町60番地先	三京橋交差点	3	

に改め

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
今市町1489番地先	三差路	1	

を削り、同項に次のように加える。

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
今市町1696番地先	山王交差点の南東三差路	1	
今市町1900番地先	三差路	1	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
斐川町大字上直江697番地 2先	交差点	1	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の平田警察署の項に次のように加える。

場	所	自転車横断帯設置数	摘要
平田町3367番地 2先	千歳橋北側交差点	4	

平田町3353番地先 北側交差点	4	
平田町331番地 1 先 南東側交差点	4	

別表第26（法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所）の江津警察署の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
千田町504番地 8 先 南東約40メートル地点の交差点	2	
跡市町593番地先 跡市小学校北方三差路	2	

別表第28（法第 4 条第 1 項、法第34条第 5 項のただし書の道路標識により、多通行帯において、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折方法（小回り）の場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場 所 及 び 進 行 方 向	摘 要
朝日町475番地先 JR松江駅前交差点の主要地方道松江停車場線（東朝日町方向から大橋川方向への右折）	
朝日町475番地先 JR松江駅前交差点の主要地方道松江停車場線（灘町方向からJR松江駅構内への右折）	

別表第29（法第 4 条第 1 項第 2 項及び第49条第 1 項の規定による車両の時間制限駐車区間を指定する場所）の松江警察署の部松江市の項中

場 所	引き続く駐車できる時間	適用時間	対象車両	区間距離	パーキングゲート発給機の基数	駐車枠	摘要
殿町158番地先島根県民会館南東交差点から北へ21メートルの間の市道県民会館東線の当該道路の中央から西側の部分	30分以内	午前8時から午後8時まで	車 両 (二輪のもの のを除く)	21 メー トル	1	3	

を削る。

毎週火・金曜日発行

平成十四年四月二十六日印刷
平成十四年四月二十六日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)